

POCKETALK レンタルサービス利用条件

第1条（適用関係）

- POCKETALK レンタルサービス利用条件(以下「本条件」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がソースネクスト株式会社製音声翻訳端末「POCKETALK」(以下「対象端末」という)の貸与を行うサービス(詳細は第 2 条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)を利用する者(以下「利用者」という)と当社との間に適用される。
- 本条件に定めのない事項については、ぐるなび加盟条件(以下「原条件」という)が適用されるものとし、本条件と原条件の規定が相反する場合は、本条件の定めが優先して適用されるものとする。
- 前項の定めに基づき本サービスの利用につき原条件を適用する場合、本条件における用語の定義は、次の各号に掲げるとおり読み替えて適用する。
 - 「利用者」
 - 第 1 項に定める「利用者」
 - 「本サービス」
 - 次条に定める「本サービス」

第2条（本サービス）

- 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - 利用者に対し、以下の対象端末を貸与するサービス
 - 利用者が本サービスを利用するために必要となる音声翻訳端末
 - その他付属機器一式
 - 利用者の求めに応じて、前号に定めるサービスに加えて提供する通信サービス
 - 利用者の求めに応じて、第 1 号に定めるサービスに加えて提供するオペレーターによる通訳サービス
 - 前号に付随する諸サービス
- 当社は、当社の裁量で本サービスの内容を変更することができる。
- 第 1 項第 2 号に定める通信サービスの提供にあたっては、本利用条件のほか、当社が提携するソースネクスト株式会社(以下「ソースネクスト社」という)が定めるグローバル SIM サービス利用規約又は SIM サービス利用規約の適用を受け、本契約の締結をもって乙は当該規約に同意したものとみなす。なお、当該規約中、「ユーザー」と規定されているところは、「利用者」と読み替えて適用する。
- 第 1 項第 3 号に定める通訳サービスの提供にあたっては、利用条件のほか、ソースネクスト社が提携する株式会社インバウンドテック(以下「インバウンドテック社」)が定める「通訳サービス約款」の適用を受け、本契約の締結をもって乙は当該規約に同意したものとみなす。
- 当社は、利用者に対し、第 1 項第 3 号に定める通訳サービスの利用に必要なシリアルキーを発行するものとし、利用者は当該シリアルキーを紛失し、又は不正使用されないよう善良なる管理者の注意義務をもって保管する。なお、かかるシリアルキーを紛失し又は不正使用された場合は、利用者が全ての責任を負うものとする。

第3条（本契約の成立）

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申し込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
- 本条件に基づく利用希望者と当社との契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条（本契約期間）

- 本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立日から第 9 条に定めるレンタル期間が満了する日までとする。
- 前項の定めにかかわらず、原条件に基づく当社と利用者との間の契約が終了した場合、当該契約の終了日をもって、本契約は終了する。

第5条（本サービス料）

- 利用者は、本サービス利用の対価として、本申込書記載の利用料(以下「本サービス料」という)を支払う。
- 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により、本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。

第6条（委託）

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者(以下「委託先」という)に委託することができる。

第7条（対象端末等の貸与）

- 当社は、利用者に対し、本申込書に定める台数の対象端末等を貸与する。
- 当社は、本契約成立後遅滞なく、利用者が別途指定する納入場所に、対象端末等を発送する。
- 利用者は、対象端末等の納入が完了した場合、速やかに当該対象端末等を検査し、瑕疵がないことを確認するものとする。利用者は、検査の結果対象端末等に瑕疵を発見した場合、速やかに当社に通知するものとする。

第8条（使用目的）

利用者は、対象端末等を、本サービスを利用する目的でのみ使用し、これ以外の用途で使用してはならない。ただし、当社が別途許諾した場合はこの限りでない。

第9条（レンタル期間）

利用者に対する対象端末等の貸与期間(以下「レンタル期間」という)は、当社が利用者に対して対象端末等を発送した日(以下「端末発送日」という)から 1 年間とする。ただし、レンタル期間満了日の 30 日前までに当社または利用者のいずれからもレンタル期間を終了させる旨の通知がない場合、レンタル期間は同一条件にてさらに 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第10条（対象端末等の取扱い）

- 利用者は、対象端末等が第 7 条に基づき利用者が指定する納入場所へ納入された時点から当該端末等を当社へ返却するまでの期間、当該対象端末等を、善良な管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。

- 利用者は、対象端末等を、利用者の従業員、来店者その他の本サービスを利用するために対象端末等を使用する必要のある者(以下「従業員等」という)以外の第三者に貸与し、または使用させてはならない。
- 利用者は、対象端末等自体またはその設置、保管および利用に起因して第三者に損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負うものとする。
- 利用者は、前各項に定めるほか、別途当社が定める条件に従い対象端末等を使用するものとする。
- 利用者は、対象端末等にインストールされているソフトウェアを、利用者に通知することなくアップデートする場合があることに同意する。

第11条（サポートサービス）

- 当社は、利用者に対し、対象端末等の品質を保証するため次の各号に掲げるサポートサービス(以下「サポートサービス」という)を提供することができる。ただし、かかるサポートサービスの提供が必要となった理由が利用者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。
 - 対象端末等が故障した場合における当該端末等の修理
 - 前号の場合において当該対象端末等の修理が不能または著しく困難な場合、代替の対象端末等の提供
 - 前各号のほか、当社が別途定めるサービス
- サポートサービスにかかる諸条件(詳細、費用等を含むがこれらに限られない)は、本条件に定めるほか、当社が別途定めるものとする。

第12条（サポートサービスにかかる費用の支払い）

- サポートサービスの提供により費用が生じる場合、当該費用負担については、利用者が負担する。なお、当該費用については、当社が予め定めるものとする。
- 当社は、前項により利用者が負担する費用について、かかる費用が発生した日が属する月の翌月末日までに利用者へ請求書を発行し、当該費用を請求するものとする。
- 利用者は、前項に定める請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに、当社が指定する金融機関に請求書記載の金額を振込むことにより支払うものとする。

第13条（対象端末等にかかる所有権等）

- 利用者は、対象端末等はソースネクスト社より貸与を受けた物であり、当該対象端末等にかかる所有権は、ソースネクスト社に帰属し、利用者に移転しないことを確認する。
- 当社は、利用者に対する本サービスの提供にあたり、当社に対象端末等を加盟店に貸与する正当な権限を利用することを表明保証する。
- 利用者は、前項にかかわらず、当社とソースネクスト社との間において、対象端末等の貸与にかかる契約が終了した場合、本契約は当然に終了することを確認する。
- 対象端末等について、第三者が権利主張、保全処分または強制執行等(以下「権利主張等」という)によりソースネクスト社の所有権を侵害するおそれがある場合、利用者はその侵害防止に努めるとともに、直ちにその旨を当社に通知する。

第14条（本サービスの中断等）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者事前に通知することなく一時的に本サービスを中断又は終了する場合がある。なお、本サービスの中断がなされた場合であっても、本サービス料は減額されず、また、かかる中断により利用者が損害を被った場合であっても当社はかかる責任を負わないものとする。

- サーバ、通信回線もしくはその他の設備の故障、障害の発生又はその他の事由により本サービスの提供ができなくなった場合
- システムの保守、点検、修理、変更を定期的に又は緊急に行う場合
- 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不測の事態によりサービスの提供ができなくなった場合
- その他、運用上、技術上本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合

第15条（禁止事項）

利用者は、対象端末等を利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- 対象端末等を初期化すること
- 対象端末等の解析、分解、改造等を行うこと
- 対象端末等に当社が許諾しない電気通信機器等を接続すること
- 対象端末等をセキュリティ面で信頼性が確保できていないインターネット環境に接続すること
- 当社に無断で、対象端末等の表面に対する塗装、シールの貼付その他加工を行うこと
- 対象端末等の利用に必要な通信に要する費用(第 2 条第 1 項第 2 号に定める通信サービスを利用している場合を除く)、電気代および消耗品等の負担をすること
- 対象端末等を第 8 条に定める使用目的または当社が別途許諾した目的以外に使用すること
- 対象端末等を第三者に転貸すること
- 当社が別途禁止するアプリケーションをダウンロードし、または対象端末等にインストールすること
- 当社が事前に対象端末等にインストールしたアプリケーションを削除、複製、リバース・エンジニアリングまたはソースコードの解析を目的とする行為を行うこと
- 前各号のほか、当社が別途禁止する行為

第16条（対象端末等の返却）

- 終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合、利用者は、当社の定める方法により、対象端末等を直ちに当社に返却するものとする。
- 契約終了後相当期間が経過したにもかかわらず、対象端末等が当社に返却されない場合、利用者は、当社が対象端末等を回収するため利用者の店舗、事務所その他の場所に立ち入ることおよび回収に要する費用を利用者が負担することをあらかじめ承諾する。
- 当社は、本契約終了後相当期間が経過したにも関わらず、対象端末等が当社に返還されない場合、または返却された対象端末等に故障、不具合等が発見され、当該対象端末等に修理が必要であると判断した場合、損害金として、金 20,000 円(税別)を請求することができる。

第17条（解除及び違約金）

- 利用者は、本契約の解除を希望する場合、当社所定の手続きに従い、本契約を解除することができるものとする。
- 当社は、当社は、原条件第 20 条第 2 項に定める場合のほか、利用者が第 15 条の規定に違反した場合、利用者に対する何らの通知及び催告なしに、直ちに本契約を終了させることができる。

- 前二項の場合、利用者はレンタル期間満了までの残期間分の本サービス料を違約金として、当社の定める方法に従い支払うものとする。
- 前項に定める違約金は、契約者が支払うべき損害賠償額の上限を定めたものではなく、契約者がぐるなびに損害を与えた場合、契約者は、違約金の支払いに加え、ぐるなびに発生した全ての損害を賠償しなければならない。

第18条（本条件の変更）

- 当社は、利用者に予告なく、本条件を変更することができる。
- 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の権利または重大な影響を及ぼす変更については、利用者へ当社が適当と認める方法(当社が送付する郵便物での通信等の方法を含むがこれに限られない)により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。利用者は、本項に定める通知から 2 週間以内に本条件の変更について異議を申し出なかった場合、変更後の本条件に同意したものとみなす。

第19条（残存条項）

終了事由のいかんを問わず、第 5 条(本サービス料)、第 13 条(対象端末等にかかる所有権等)、第 16 条(対象端末等の返却)および第 17 条(解除及び違約金)の規定の効力は、本契約終了後も有効に存続する。

制定日:2019 年 3 月 8 日